

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第3号

#### 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」という。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）であって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」という。）の人数が<u>5人</u>以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者の人数に<u>5</u>を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業従事者とする人数は、<u>2人</u>を限度とする。</p> <p>（5）～（10） 略</p> <p>2 略</p> <p>（企業立地等事業に係る知事の認定の特例）</p> <p>第2条の2 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 事務管理部門雇用創出事業 県内において、事務に係る業務で知事が要綱で定めるもの（以下「事務管理業務」という。）を新たに行う事業（以下「事務管理事業」という。）であって、当該事務管理事業の実施に伴い増加する見込みである常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事予定者」という。）の人数が<u>10人</u>以上であることについて知事の認定を受けたものを実施した者が、当該事務管理事業の実施前の常時雇用労働者の人数に<u>10</u>を加えた数以上の常時雇用労働者（以下「対象事務管理事業従事者」という。）を雇用して当該事務管理事業を継続する事業をいう。この場合において、事務管理業務に従事するため当該従事開始の日までに県外から住所を移転した常時雇用労働者（以下「県内転入者」という。）のうち、対象事務管理事業従事予定者及び対象事務管理事業従事者とする人数は、<u>5人</u>を限度とする。</p> <p>（5）～（10） 略</p> <p>2 略</p> <p>（企業立地等事業に係る知事の認定の特例）</p> <p>第2条の2 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時雇用労働者の数が300人以下の会</p>

社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者に限る。以下「県内中小製造業者」という。）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「10人以上」とあるのは、「5人以上」とする。

2 平成21年2月1日から平成23年3月31日までの間に県内中小製造業者が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「1億円」とあるのは、「5,000万円」とする。

別表（第3条関係）

略

備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、2を限度とする。

社及び個人であって、製造業に属する事業を営むもの（製造業に属する事業又は当該事業に関連して営む事業の用に供する工場等を県内の地域に設置している者に限る。）が新增設事業を実施する場合における前条第1項第2号の知事の認定に係る同号アの規定の適用については、同号ア中「10人以上」とあるのは、「5人以上」とする。

別表（第3条関係）

略

備考 右欄に定める数の合計数の算定においては、新規雇用労働者のうち県内転入者である新規雇用労働者の数は、5を限度とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた同号の企業立地事業又は同項第4号の知事の認定を受けた同号の事務管理部門雇用創出事業に係る旧条例第3条の補助金については、改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。